

使用区分	対象作業		対応保護具
	焼却施設における運転・点検等作業	焼却施設における解体作業	
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ● 炉等外における焼却灰の運搬、飛灰の固化、清掃、運転、保守点検、作業の支援、監視等の業務（ガス体の測定値$<1\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護具選定に係る第1管理区域 	<ul style="list-style-type: none"> ● 呼吸用保護具…防じんマスク又は防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 ● 作業着等…粉じんの付着しにくい作業着、保護手袋等 ● 安全靴 ● 保護帽（ヘルメット） ● 保護衣、保護靴、墜落制止用器具、耐熱服、溶接用保護めがね等は作業内容に応じて適宜使用 ● 呼吸用保護具は、解体作業及び残留灰を除去する作業においては防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の使用が望ましい。 ※ 防じんマスクは①型式検定合格品②取替え式③粒子捕集効率が99.9%以上（区分RL3又はRS3）のものを使用 ※ 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具は①型式検定合格品②大風量形③粒子捕集効率が99.97%以上（区分PS3又はPL3）のものを使用。
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ● 炉等外における焼却灰の運搬、飛灰の固化、清掃、運転、保守点検、作業の支援、監視等の業務（$1\text{pg-TEQ}/\text{m}^3 < \text{ガス体の測定値}$） ● 炉等内における灰出し、清掃、保守点検等の作業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護具選定に係る第2管理区域 ● レベル3の保護具を使用する作業場において足場の設置・解体作業等臨時的作業を行う場合でエアラインマスクの使用が困難な場合で適切な措置を講じた場合 ● 溶断作業（ただし、金属部材（汚染物の完全な除去が可能な形状のものに限る）であって、汚染物の完全な除去を行った場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 呼吸用保護具…防じん機能を有する防毒マスク又はそれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具 ● 保護衣…浮遊固体粉じん防護用密閉服（JIS T 8115 タイプ5）で耐水圧1000mm以上を目安。ただし直接水に濡れる作業については、スプレー防護用密閉服（JIS T 8115 タイプ4）で耐水圧2000mm以上を目安 ● 保護手袋…化学防護手袋（JIS T 8116） ● 安全靴又は保護靴 ● 作業着等…長袖作業着（又は長袖下着）、長ズボン、ソックス、手袋等（これらの作業着等は、綿製が望ましい） ● 保護帽（ヘルメット） ● 保護靴、墜落制止用器具、耐熱服、溶接用保護めがね等は作業内容に応じて適宜使用 ※ 防じん機能を有する防毒マスクは①型式検定合格品②取替え式③粒子捕集効率が99.9%以上（区分L3又はS3）④有機ガス用のものを使用
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ● 炉等内における灰出し、清掃、保守点検等の作業で第3管理区域の場合 ● 炉等外における焼却灰の運搬、飛灰の固化、清掃、運転、保守点検、作業の支援、監視等の業務で第3管理区域の場合（$1\text{pg-TEQ}/\text{m}^3 < \text{ガス体の測定値}$） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護具選定に係る第3管理区域 ● 汚染物サンプリング（対象設備：焼却炉本体、廃熱ボイラー、煙突、煙道、除じん装置、排煙冷却設備、廃水処理設備、その他設備） ● 保護具選定に係る汚染状況が判明しない ● ガス状ダイオキシン類の発生するおそれのある作業 ● 解体対象設備のダイオキシン類汚染状況が不明 ● 溶断作業（同一管理区域内の労働者と共に） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 呼吸用保護具…プレッシャデマンド形エアラインマスク（JIS T 8153）又はプレッシャデマンド形空気呼吸器（JIS T 8155）（面体は全面形面体） ● 保護衣…浮遊固体粉じん防護用密閉服（JIS T 8115 タイプ5）で耐水圧1000mm以上を目安。ただし直接水に濡れる作業については、スプレー防護用密閉服（JIS T 8115 タイプ4）で耐水圧2000mm以上を目安 ● 保護手袋…化学防護手袋（JIS T 8116） ● 保護靴…化学防護長靴（JIS T 8117） ● 作業着等…長袖作業着（又は長袖下着）、長ズボン、ソックス、手袋等（これらの作業着等は、綿製が望ましい） ● 保護帽（ヘルメット） ● 墜落制止用器具、耐熱服、溶接用保護めがね等は作業内容に応じて適宜使用
レベル4		<ul style="list-style-type: none"> ● 高濃度汚染物（$3000\text{pg-TEQ}/\text{g} < \text{d}$）を常時直接取り扱う 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護衣…送気形気密服（JIS T 8115 タイプ1c）、自給式呼吸器内装形気密服（JIS T 8115 タイプ1a）、及び自給式呼吸器外装形気密服（JIS T 8115 タイプ1b） ● 保護手袋…化学防護手袋（JIS T 8116） ● 保護靴…化学防護長靴（JIS T 8117） ● 作業着等…長袖作業着（又は長袖下着）、長ズボン、ソックス、手袋等（これらの作業着等は、綿製が望ましい） ● 保護帽（ヘルメット） ● 墜落制止用器具、耐熱服、溶接用保護めがね等は作業内容に応じて適宜使用
特例	<ul style="list-style-type: none"> ● レベル3の保護具を使用する作業場における高所作業で、エアラインホースが作業の妨げとなる場合 ● レベル3の保護具を使用する作業場における高所作業で、エアラインホースの延長が困難な場合 		